

2013年5月30日着

平成25年(け)第15号

決 定

被告人 大 高 正 二

上記の者に対する公務執行妨害、傷害被告事件について、平成25年4月18日東京高等裁判所がした勾留期間更新決定に対し、弁護士長谷川直彦、同大口昭彦、同萩尾健太及び同河村健夫から異議の申立てがあったので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申立てを棄却する。

理 由

本件異議申立ての趣意は、弁護士長谷川直彦、同大口昭彦、同萩尾健太及び同河村健夫連名作成の異議申立書記載のとおりであるが、要するに、被告人には逃亡のおそれがなく、また長期間の勾留によって、未決勾留日数の算入を考慮すれば、判決言渡時点では残刑期間がないか極めてわずかであることが見込まれ、裁判批判をさせないための予防拘禁がされているといわざるを得ない本件勾留はその目的を逸脱しており、勾留期間更新の理由があるとして平成25年4月28日から被告人の勾留期間を更新した原決定は誤っているから、その取消しを求めるといふのである。

一件記録によって認められる本件審理の経過、被告人の認否状況、一審判決の内容等によれば、被告人が逃亡すると疑うに足りる相当な理由があることは否定できず、この点は所論指摘の予想される残刑期間を考慮しても変わらない。また、未決勾留日数の算入は、裁判所の自由な裁量に委ね





られ、事案の性質，審理経過，被告人の責めに帰すべき事由の有無等を勘案して決せられるものであるから，所論がいう一般論を前提として本件勾留が本来の目的を逸脱したものということはできない。

よって、刑訴法428条3項，426条1項後段により，本件異議の申立てを棄却することとし，主文のとおり決定する。

平成25年5月2日

東京高等裁判所第1刑事部

裁判長裁判官 角 田 正 紀

裁判官 伊 藤 敏 孝

裁判官 鎌 倉 正 和

これは謄本である。

同日同庁

裁判所書記官 福田竜次郎

